

川崎市公文書館システム構築等業務委託共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する川崎市公文書館システム構築等業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注する業務は、川崎市公文書館システム構築等に係る次の各号に掲げる業務（以下これらを「業務委託」という。）とする。

- (1) 公文書館の歴史的公文書に関する管理・運用保守業務
- (2) 歴史的公文書のデジタル化及びデジタルアーカイブの構築
- (3) 公文書目録公開システムの構築
- (4) その他付帯する業務

(履行方式)

第3条 業務委託は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。

(構成員)

第4条 共同企業体は、川崎市公文書館システム構築等業務委託企画提案説明書に定める参加資格を有する者により結成されなければならない。

2 前項の構成員の数は、2社とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(代表者の要件)

第5条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有するものとする。

(共同企業体の結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(企画提案への参加)

第7条 共同企業体は、別途定める参加意向申出書に、委任状(第1号様式)及び共同企業体協定書(第2号様式)を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 参加意向申出書の提出後に、共同企業体の構成員(代表者を除く)が指名停止等の措置を受けた場合は、提案期日前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、参加意向申出書の提出を行うことができるものとする。

3 前項の規定により、新たに参加意向申出書の提出を行う場合は、第1項で指定する書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第8条 市長は、参加意向申出書を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第9条 共同企業体の存続期間は、企画提案の結果、選定された共同企業体にあつては、当該業務委託の完了後1年を経過した日までとし、選定されなかった共同企業体にあつては、当該業務委託の契約が締結された日までとする。

(共同履行の確保)

第10条 市長は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、移行業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(第3号様式)を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札等)

第11条 市長は、単体企業と共同企業体との混合による入札等を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

第2号様式

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、川崎市（以下「発注者」という）が発注する川崎市公文書館システム構築業務委託共同企業体取扱要綱（以下「業務委託」という。）に定める業務を連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、△△〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務委託の契約の履行後1年を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、業務委託に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇 株式会社

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇 株式会社

(代表者)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 企画提案及び見積りに関する権限
- (2) 契約締結に関する権限
- (3) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (4) 委託代金の請求及び受領に関する権限
- (5) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限
- (6) 復代理人の選任に関する権限
- (7) その他契約履行に関する一切の権限

(構成員の業務分担)

第8条 各構成員の業務委託の分担は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇業務 〇〇〇〇 株式会社

〇〇〇〇〇業務 〇〇〇〇 株式会社

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 各構成員は、業務委託の履行に伴い、発注者又は第三者に損害を与えたときは、連帯して責任を負うものとする。

3 構成員が他の構成員に損害を与えたときは、関係構成員が誠実に協議し、解決するものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完成する。

(構成員の除名)

第14条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第13条第2項の規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

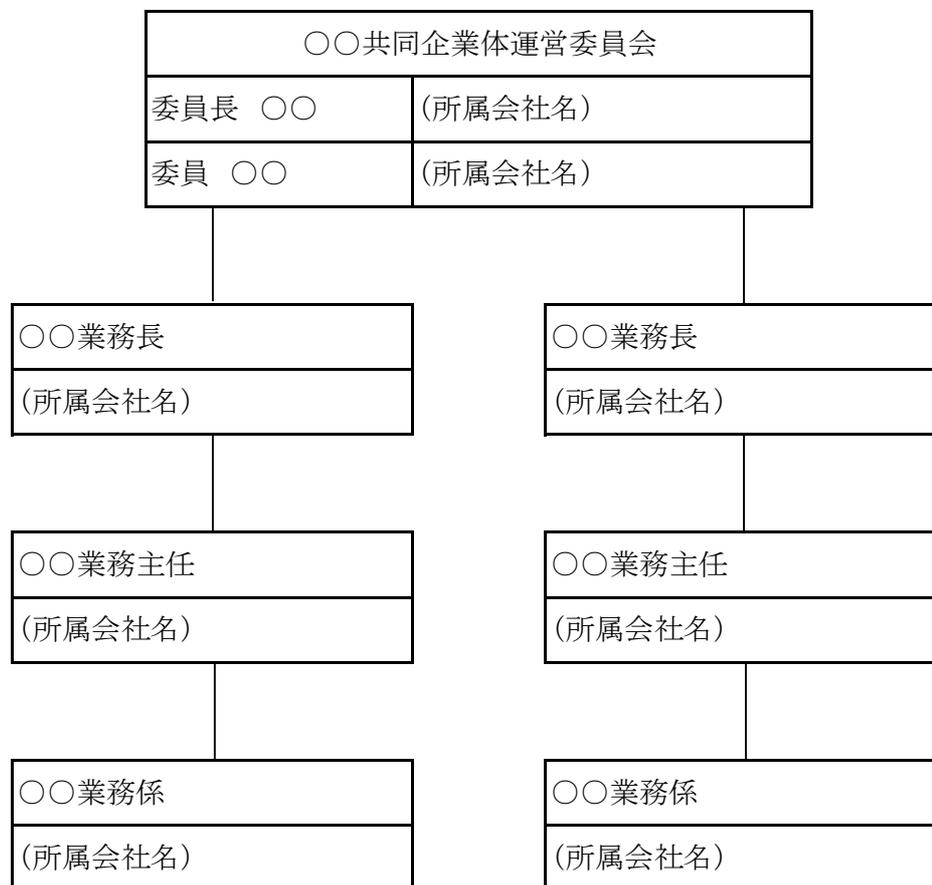
第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり、〇〇・〇〇・〇〇共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、構成員が記名捺印の上、各自1通所持する。

なお、当企業体が第1条の業務の契約を締結する場合には、当該契約書に添付するものとする。

〇〇共同企業体編成表

年 月 日作成



- 1 この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2 編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し提出すること。
- 3 複数の業務を兼ねている担当者がある場合、同一担当者を複数箇所に記載することを可とする。